

10月1日から福祉医療費助成制度が変更されます 老人保健

福祉医療費助成制度

市では、乳幼児、母子家庭、父子家庭、重度心身障害者の方に対して、医療費の助成をしています。次の通り制度が変わります。

改正項目	9月診療分まで	10月診療分から	手続き
入院時の食事代助成 (福祉医療全制度)	助成	廃止	(1) 必要なし 受給者証を郵送します。
父子家庭の助成対象	子	父と子	(2) 対象者の方は、申請してください。
精神保健福祉手帳 1・2級の方の医療費	対象外	助成	(3) 対象者の方は、案内が届いてから 申請してください。

(1) 10月1日付けで新しい受給者証を交付します。古い受給者証は、使用できませんのでご注意ください。

(2) 父子家庭の助成対象

18歳未満(18歳到達の年度末まで)のお子さんを養育している父子家庭の父と子

助成を希望される方は、以下のものを持参の上、9月末までに福祉課で手続きをしてください。

※すでに、お子さんが父子家庭医療の助成を受けている方で、受給者証の更新申請がお済であれば手続きの必要はありません。

持ち物 ①戸籍謄本 ②父と子の保険証 ③父子家庭となったことの確認書(用紙は福祉課または、各支所にありますのであらかじめ取りに来てください) ④父親名義の通帳(郵便局以外) ⑤印鑑 ⑥所得課税証明書(平成18年1月2日以降に転入してきた方のみ)

(3) 精神保健福祉手帳1・2級所持者の方には、9月中旬に案内を送付します。

※所得制限がありますので、案内が届いても助成を受けられない方もあります。

老人保健

●一定以上の所得がある人の自己負担割合が変わります



●高額医療費の自己負担限度額が変わります

9月30日まで		
自己負担限度額(月額)		
	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一 般	12,000円	40,200円
一定以上 所得者	40,200円	72,300円+ 医療費が361,500円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算 (4回目以降の場合40,200円)
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

10月1日から		
自己負担限度額(月額)		
	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一 般	12,000円	44,400円
一定以上 所得者	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算 (4回目以降の場合44,400円)
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

●療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります

これまでの、食材料費相当のみ負担していましたが、今回の改正で食費と居住費を負担することになります。

9月30日まで	
食材料費相当を負担 260円(1食)	

10月1日から	
食費 460円(1食)	居住費 320円(1日)
◎介護保険と同額 ◎所得の低い(非課税)方は、申請されると軽減されることがあります。	

詳しくは、福祉課 障害・給付係(内線154・155)へどうぞ。